



2025年8月18日

各位

会社名 株式会社東光高岳  
代表者名 代表取締役社長 一ノ瀬 貴士  
(コード：6617 東証プライム)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 横手 康治  
(TEL. 03-6371-5003)

### 株主からの提訴請求への対応について

2025年6月26日付適時開示「株主からの提訴請求に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社監査等委員会は、2025年6月25日、当社株主（以下「本件提訴請求者」といいます。）から、2017年度に実施された「製造・検査業務のコンプライアンスに関する総点検」において、断路器に関して実施する商用周波耐電圧試験及び開閉試験を顧客との協議なしに省略していたという問題が報告されていたにもかかわらず、その後適切な事後対応が採られなかったこと（詳細は、2024年9月19日付適時開示「調査・検証委員会による追加報告書ならびに最終報告書受領について」をご参照）について、当社の取締役であった者6名に対し、責任追及の訴えを提起することを求める書面（以下「本件提訴請求書」といいます。）を受領しました。

当社監査等委員会は、独立性を確保した外部弁護士からの法的助言を受けつつ、対象者6名へのヒアリング、関係資料の調査を実施し、また、本件提訴請求書の内容について上記外部弁護士からの意見書を受領した上で、対象者5名（※）に対する責任追及の訴えの提起の可否について検討を行いました。

その結果、当社監査等委員会は、本日、対象者5名全員について、以下の理由から、責任追及の訴えを提起しないことを監査等委員全員一致で決定しました。

#### <不提訴理由>

1. 対象者5名全員に対して訴訟を提起したとしても、評価の根拠となる事実、及び、善管注意義務違反と損害との因果関係のそれぞれについて立証に難点があり、また、仮に事実を立証できたとしても善管注意義務違反との評価が下されるかは必ずしも明らかではなく、敗訴の可能性が相当程度あること
2. 訴訟を提起するためには、弁護士費用の他、追加調査や資料確保のために会社の人的資源や費用の負担が必要となり、仮に勝訴できたとしても、これらの負担を上回るだけの利益が得られるか疑問であること
3. 訴訟を提起すること自体によって、会社の信用力の毀損や、従業員の意欲低下などのマイナスの影響が懸念されること

当社取締役会は、本日、当社監査等委員会から、(i) 上記決定の事実、及び、(ii) 本件提訴請求者に対して、会社法第847条第4項に基づき、不提訴理由通知書を2025年8月18日付で送付することについて、報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業へ再生する「SQCファースト改革」の取組みを着実に実行していくとともに、本年4月25日に公表した2027中期経営計画を達成することで、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

※本件提訴請求書において対象者は6名とされていますが、内1名は問題とされた事象の当時は会社法第423条第1項の「役員等」の立場になかったため、提訴請求の実質的な対象者は5名となります。

以上